

(表)

食物アレルギー対応申請書（新規・継続）

提出日 _____年_____月_____日

(宛先) 小牧市立 _____学校長

保護者氏名 _____

| | | | |
|----------------|---------|----------------|-----------|
| 児童生徒氏名 ふりがな | | 生年月日 | 年 月 日 |
| 性 別 | 男 ・ 女 | 学校名 学年・学級※1 | 学校 年 組 |
| 住 所 | 〒 T E L | | |

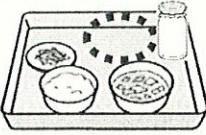
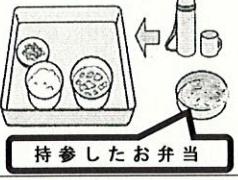
※1・6年生のみ次年度の学校名・学年を記入

1. 食物アレルギーに関して、学校で次の対応を希望します。
(該当する箇所を☑してください。)

エピペン®の所持 学校給食（給食の時間及び弁当）

その他希望する事柄（ ）

2. 1で学校給食（給食の時間及び弁当）に☑と回答した方
(該当する箇所を全て☑してください。)

| <input type="checkbox"/> 無配膳 | <input type="checkbox"/> 一部弁当 | <input type="checkbox"/> 完全弁当 (毎日弁当) | <input type="checkbox"/> 卵除去食 <input type="checkbox"/> 乳除去食 | <input type="checkbox"/> 代替食 |
|---|---|---|---|---|
|  |  |  |  | 飲用牛乳  →調整豆乳  |
| アレルギー原因食物がある料理を配膳しないように対応します。 毎月、詳細な献立表により、給食の材料を確認し、食べないものをチェックします。 | 無配膳の際、代わりのものを、家庭から弁当として持参します。 | 調味料・だし・添加物等に含まれる微量のアレルゲンや注意喚起表記程度の量のアレルゲンの混入でアレルギー症状が発症する場合、またはアレルゲンが多数ある場合は毎日弁当を持参します。 | 例) かきたま汁の卵を抜き、すまし汁として専用容器で提供します。 例) チーズ入りサラダのチーズ(乳)を抜き、サラダを専用容器で提供します。 | 乳アレルギー対象者には、飲用牛乳のみ、調整豆乳に代替します。 |

詳しくは「小牧市の学校給食のアレルギー対応について」をご確認ください。

3. 下記の必要書類を添えて申請します。
- ・学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）
 - ・家庭における除去申告書

(裏)

4. 原因食物について該当する箇所を全て☑してください。

- | | | | | | |
|-------|--------|----------|-----|-------|------|
| □卵 | □乳 | □小麦 | □えび | □かに | □いか |
| □オレンジ | □牛肉 | □ごま | □さけ | □さば | □大豆 |
| □鶏肉 | □バナナ | □豚肉 | □もも | □やまいも | □りんご |
| □ゼラチン | □アーモンド | □その他 () | | | |

※そば、落下生、あわび、いくら、キウイフルーツ、くるみ、カシューナッツ、マカダミアナッツは給食に使用しません。

※学校給食では、果物を除き、食材は必ず加熱調理しています。

5. これまでの対応を記入してください。 (新規申請の方のみ記入)

| 園・学校名 | (学校)給食対応 | 有・無・毎日弁当 |
|-------|-----------------------------|----------|
| 対応内容 | (給食の対応について) (緊急時の対応について) | |

6. 学校での食物アレルギー対応に当たっては、市の基本方針及び下記を理解して承諾します。

(下記の全ての項目を確認の上、該当する箇所を☑してください。)

- 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の書類を添え申請すること。
- この申請書及び食物アレルギー対応の内容は、学校の教職員全て及び給食センター関係者に共有されること。
- 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の記載内容について、学校から主治医に直接確認することがあること。
- 申請内容は審査の結果により全てが実現されるとは限らず、食物アレルギー対応については、面談を行った上で学校内の食物アレルギー対応に関する委員会で決定されること。
- 定期的及び必要に応じて、対応内容について学校側と協議する必要があること。
- 学校給食の対応において栄養・献立面で不足が生じる可能性があること。
- 学校給食の対応において栄養・献立面に不足が生じ、一部弁当持参が必要な場合があること。
- 学校給食を安全に提供することが困難な場合は、完全弁当(毎日)持参となる場合があること。
- 給食費は1食分の価格とし、無配膳等による減額はできないこと。
- 給食センターでの機械、設備等により、器具、食器等は共有され、また、揚げ油の共有があること。さらにコンタミネーションはやむを得ないこと。
- アレルギー症状が発症した場合は、直ちに給食の提供を中止する場合があること。
- 毎月配布する「食物アレルギー対応確認表」に、保護者は責任をもって記入し、学校に提出すること。
- 小学1年生は9月から除去食が開始となること。継続者は5月から除去食開始となること。